

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成19年3月7日(水)

社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課

< 障 害 福 祉 課 >

目 次

<障害福祉課>

- 1 障害者の就労支援・相談支援等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（1）障害者の就労支援
（2）相談支援体制の整備
（3）支給決定事務における留意事項
- 2 精神障害者の退院促進支援について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
退院促進における生活保護施策との連携
- 3 障害児の療育支援等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（1）重症心身障害児（者）通園事業
（2）難聴幼児に対する療育支援
- 4 障害福祉関係施設の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（1）平成19年度予算（案）
（2）平成19年度整備方針
（3）国庫補助基準単価
- 5 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及び
その対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（1）指定居宅介護事業者等への指導監査の徹底等
（2）障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応
（3）精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底

<障害福祉課施設管理室>

- 1 国立更生援護施設等の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
（1）国立更生援護施設の事業について
（2）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
- 2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
における取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（1）のぞみの園における地域生活移行への取組み
（2）障害福祉計画について
（3）のぞみの園における養成・研修の実施について

参 考 資 料

<障害福祉課>

- 1 成長力底上げ戦略（基本構想）－概要－・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 2 障害者職業紹介の概況（平成19年1月）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 3 福祉事務所（生活保護）と障害者施策の連携・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 4 平成19年度精神障害者社会復帰施設等運営費補助単価（案）・・・・ 2 9
- 5 平成19年度社会福祉施設等施設整備費（障害福祉分）補助単価(案)・・ 3 2

<障害福祉課施設管理室>

- 1 国立更生援護施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 2 平成19年度国立身体障害者リハビリテーション学院
における研修実施計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- 3 平成19年度国立秩父学園附属保護指導職員養成所における
研修実施計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- 4 平成19年度全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
における研修実施計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
- 5 のぞみの園施設利用者の出身市町村一覧・・・・・・・・・・・・ 4 5

(参考)

- 1 頸髄損傷者リハビリテーションを考えるシンポジウム・・・・・・・・ 4 8

1 障害者の就労支援・相談支援等について

(1) 障害者の就労支援

就労は、障害者が地域で自立した生活を送るうえで大変重要である。

障害者自立支援法が昨年10月から本格施行され、就労移行支援事業、就労継続支援事業への移行が可能になったところであるので、平成18年度補正予算における特別対策などを活用し、積極的な移行に努められたい。

なお、平成19年度においては、この他に工賃水準の向上や職場実習先の確保等を推進していただくとともに、就労移行支援事業、就労継続支援事業における雇用関係助成金の取扱等について以下のとおりとすることとしたので併せてご留意いただきたい。

① 障害者就業・生活支援センター事業について

本事業は、19年度予算（案）において、新規増分として25か所を計上し、全国135か所で実施できることとしたところであり、先日選定作業を終え、新規センターが設置される都道府県に対しては労働部局を通じて連絡しているところである。

本事業は、障害者の職業生活を支援する上で重要な役割を担っており、今後全障害保健福祉圏域に設置することとしているので、各都道府県におかれては、来年度以降の計画的な設置について特段のご配慮をお願いしたい。

② 「成長力底上げ戦略」における「工賃倍増5か年計画」について

平成19年2月15日に取りまとめられた「成長力底上げ戦略」においては、働く人全体の底上げを目指し、格差の固定化を防止するとともに、機会の最大化を図り、経済の活力を高めていくことを目指しているもので、①人材能力戦略、②就労支援戦略、③中小企業底上げ戦略の3つを柱としている。

このうち②就労支援戦略においては、「福祉から雇用へ」推進5か年計画を策定することとしており、一般雇用への移行に向け、より積極的な取組を推進するほか、その一環として「工賃倍増5か年計画」が位置づけられたところである。

本事業は、平成19年度予算（案）において創設する「工賃倍増計画支援事業」や、障害者雇用促進法による在宅就業支援制度を活用した企業からの発注奨励策等を組み合わせ、平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水準の倍増を図ることとしているので、各都道府県におかれては、積極

的な参画及び取組をお願いしたい。

③ 職場実習先の積極的な開拓等について

職場実習は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援事業利用者が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものであることから、より多くの実習先を確保する必要がある。

このため、平成18年度補正予算による特別対策の一環として、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合にその費用を補助することとし、もって職場実習の受入先の確保を促進することを目的とする「障害者職場実習設備等整備事業」を創設したところであるので、本事業の積極的な活用により職場実習先の確保に努められたい。

④ 就労支援ネットワークの積極的な構築について

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び養護学校等地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

このため、平成18年度補正予算による特別対策の一環として、障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用を補助することとし、もって、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図る「就労支援ネットワーク構築事業」を創設したところであるので、本事業の積極的な活用により就労支援ネットワークの構築に努められたい。

⑤ 工賃（賃金）実績報告について

障害者自立支援法においては、障害者が地域で自立した生活を送るため、工賃（賃金）水準の向上を図ることとしている。このため、平成19年度から、以下により工賃（賃金）の実績を求めることとしたので、ご留意いただきたい。

なお、詳細については追って通知する。

ア 対象事業所及び施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所（目標工賃達成加算申請事業所を除く）、身体・知的・精神障害者入所・通所授産施設（小規模通所授産施

設を含む)、身体・知的・精神障害者福祉工場

イ 工賃（賃金）実績の報告内容

前年度の工賃（賃金）実績の平均額（時給、日給、月給から選択）

ウ 申請時期及び申請先

（ア）各事業者は、毎年度4月に、都道府県に対し前年度の工賃（賃金）実績を報告すること。

（イ）各事業者は、平成18年度においては、18年10月からの6ヶ月間の工賃（賃金）実績について平成19年4月に報告すること。

（ウ）都道府県は、上記アにより報告された工賃実績及び目標工賃達成加算対象事業所の工賃実績を、毎年度5月末日までに当課に対し報告すること。

エ 工賃実績の公表方法

都道府県は、提出された工賃（賃金）実績及び都道府県全体又は圏域全体の平均工賃（賃金）額を、目標工賃達成加算申請事業所の工賃実績とともに、広報紙、ホームページ、WAM ネット等により幅広く公表すること。

⑥ 各種雇用関係助成金との関係について

各事業における各種雇用関係助成金との関係は下記のとおりである。

ただし、助成金にはこの他にも支給要件があることから、その申請にあたっては各助成金の支給要件を確認するよう指導されたい。

また、施設職員として雇用する場合は、下記によらず、雇用の形態により一般の事業所と同様に雇用関係助成金の申請が可能であるので留意されたい。

なお、詳細については追って通知する。

ア 就労移行支援、就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型（雇用無）

（ア）障害者雇用納付金制度に基づく助成金

a 第1号職場適応援助者助成金

支給可能。ただし、事業利用者が当該助成金により配置された第1号職場適応援助者によるジョブコーチ支援を受ける場合、一般就労への移行を目指すものに限られる。

b 障害者能力開発助成金第4種（グループ就労請負型）

支給可能。

（イ）その他の雇用関係助成金

その他の雇用関係助成金は、利用者を雇用しない就労移行支援、就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型（雇用無）においては支給対象とならないもので

あること。

イ 就労継続支援 A 型事業（雇用有）

（ア）障害者雇用調整金・報奨金

受給可能。

（イ）障害者試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）

障害者雇用の経験の浅い事業主が試行的に雇用することを支援することを目的としていることから、支給対象とならないものであること。

（ウ）職場適応訓練、特定求職者雇用開発助成金

個別判断。なお、暫定支給決定を経た利用者においては、特定求職者雇用開発助成金の支給対象外であること。

（エ）障害者雇用納付金制度に基づく助成金

a 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

受給可能。ただし、本助成金によって設置する施設等が社会福祉施設等施設整備費の国庫補助対象外であること。

b 第 1 号職場適応援助者助成金

受給可能。ただし、就労移行支援事業、就労継続支援 B 型事業、就労継続支援 A 型事業（雇用無）と同様の取り扱いとなること。

c 重度障害者等通勤対策助成金（通勤援助者委嘱助成金を除く）

受給可能。

d 障害者介助等助成金、第 2 号職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤援助者の委嘱助成金、障害者能力開発助成金（第 1 種、第 2 種、第 3 種及び第 4 種（グループ就労訓練雇用型に限る））

就労継続支援 A 型事業の内容に鑑み、支給対象とはならないものであること。

e 障害者職業能力開発助成金第 4 種（グループ就労訓練請負型）

受給可能。

f 障害者職業能力開発助成金第 4 種（グループ就労訓練職場実習型）

受給可能。ただし、当該助成金の支給対象障害者である盲、聾、養護学校高等部 3 年生に対するグループ就労訓練の実施に当たっては、各事業の定員の対象外として受け入れ、その後当該事業主に雇用率の対象となる労働者（利用者）として雇用した場合に限られること。

※ 助成金を受給するに当たっては、受給する場合、各事業の人員配置（最低）

基準に定める 人員と別に配置することが必要となる場合があることに留意されたい。

⑦ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下「委託訓練」という。）との関係について

ア 就労系サービス（上記⑥ア及びイの事業）の利用者が、当該就労系サービス事業者以外の企業等が実施する委託訓練を受講する場合

当該受講に関して、就労系サービス事業者が一定の支援を実施することにより、施設外支援の対象となること。また、受講日以外における就労系サービスの利用も訓練等給付の対象となること。

イ 就労系サービスの利用者が、当該就労系サービス事業者が実施する委託訓練を受講する場合

当該受講者が委託訓練を受講している期間中は、当該委託訓練を受講していない日であっても、訓練等給付の対象とならないこと。

⑧ 在宅就労者にかかる就労継続支援サービス費の算定について

施設外支援のうち、報酬の対象となる在宅就労におけるの要件は以下のとおりである。

なお、詳細については追って通知する。

ア 施設外支援の基本要件を満たしていること。

イ アに加え、事業者が定期的（週1回程度）に訪問し、直接支援を行うこと。

⑨ 就労移行支援事業、就労継続支援事業における施設外就労（企業内就労）に対する支援策について

利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う、いわゆる施設外就労（企業内就労）は、一般就労への移行や工賃（賃金）の引き上げを図るために有効であり、これまでは、補助事業である「施設外授産の活用による就労促進事業」として実施してきたところである。

今後は、こうした一般就労への移行や工賃（賃金）の引き上げに資する施設外就労（企業内就労）を積極的に推進するため、下記の取扱いにより、平成19年4月から就労系事業（就労移行支援事業、就労継続支援事業）の報酬の対象とすることとしたのでご留意いただきたい。

なお、詳細については追って通知する。

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要 (施設職員が配置されていない場合は施設外支援の対象)	否 (施設職員が配置されている場合は通常の報酬対象)
報酬算定の対象となる支援の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設外就労を支援する職員が1ユニット毎に職員配置基準以上配置されていること。 ② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規定に位置づけられていること。 ③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。 ④ 緊急時の対応ができること。 ⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設外のサービス提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。 ② 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画が事前に作成(施設外サービス提供時は1週間毎)され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。 ③ 当該サービス提供期間中の対象者の状況について、対象者や実習先事業者から当該サービスの状況を聞き取ることにより日報を作成すること ④ 緊急時の対応ができること。 ⑤ 施設外でのサービス提供期間は、年間180日を限度とする。
本措置による報酬算定対象	本体施設利用者の増員分 (施設外就労利用者と同数以内)	施設外支援利用者

(2) 相談支援体制の整備

障害のある方が地域で安心して生活するためには、地域における相談支援体制を早急に確立するとともに、地域自立支援協議会を設置して、地域の関係者によるネットワークを構築することが不可欠であると考えている。

相談支援事業については、平成18年10月から、障害種別に関わらず、利用者の最も身近な地域で相談支援が受けられるよう、実施主体を市町村に一元化したところであり、市町村においては、地域生活支援事業及び障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を最大限活用することにより、相談支援体制の早急な整備に努められたい。また、都道府県においては、広域的・専門的な相談支援事業や基盤整備を進めるとともに、市町村における相談支援体制が早急に確立するよう、引き続き、圏域調整等の市町村支援に努められたい。

① 市町村における相談支援体制の整備について

市町村においては、障害者相談支援事業をベースに、市町村相談支援機能強化事業等を活用して、下記事項に留意の上、早急に相談支援体制を整備されたい。

- ア 一般的な相談支援の実施に当たっては、地域の実情に応じて、専門性を確保する観点から、指定相談支援事業者の活用について配慮すること。
- イ 特に人口規模の小さな自治体においては、複数自治体による共同実施等、地域の実情に応じた相談支援体制の構築について検討すること。
- ウ 都道府県自立支援協議会及び都道府県が設置するアドバイザーとの連携を図ること。
- エ 地域自立支援協議会の設置・運営に当たっては、相談支援事業者との連携を図るとともに、全体会の他に具体的な事例や課題について協議するサブ協議会等を設置するなど、地域の具体的な事例や課題に基づいた運営ができる体制整備に努め、協議会が形骸化することのないように留意すること。

② 都道府県による市町村支援について

都道府県においては、都道府県自立支援協議会の設置・運営と障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（相談支援体制整備特別支援事業）の活用により、市町村における相談支援体制の早急な確立について積極的な支援をお願いしたい。

特に、特別アドバイザー派遣事業については、都道府県全体の支援体制整備の方策や、市町村の相談支援体制の整備・充実強化及び地域自立支援協議会の設置・運

営等についての具体的で丁寧な支援を受けることが期待できるものと考えており、地域の実情に応じて積極的かつ柔軟な実施に努められたい。

また、相談支援体制を構築・充実させるためには、地域における相談支援従事者の養成及び資質向上が重要であると考えており、引き続き相談支援従事者研修の充実に努められたい。加えて、都道府県内の相談支援体制のレベルアップのためには、各地域の相談支援事業者及び従事者間の連携強化が必要であるため、情報交換等のための連絡会議や研修会等の実施についても配意願いたい。

なお、地域における相談支援体制の整備状況等を把握するため、今後、定期的に相談支援事業の実施状況及び自立支援協議会の設置・運営状況等について調査を実施したいと考えているので、都道府県におかれては協力をお願いしたい。

③ サービス利用計画作成費について

障害者自立支援法の相談支援においては、一般的な相談支援を行う障害者相談支援事業や地域生活支援事業に位置づけられた市町村相談支援機能強化事業等の各種事業とともに、施設から地域生活に移行した者など特に計画的な支援が必要な者に対しては、サービス利用計画作成費の給付が自立支援給付に位置づけられたところであり、市町村において、支援が必要な者に適切に支給されるようお願いしたい。

(3) 支給決定事務における留意事項

障害程度区分等の勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、市町村においては、あらかじめ、支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが適当である。

支給決定基準の策定に際しては、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意するとともに、支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行われたい。また、支給決定基準を適用して支給量を定めることが適当でないとは判断される場合は、支給決定案について市町村審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定められたい。

2 精神障害者の退院促進支援について

障害者施策においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」を基本的な方針とし、受入条件が整えば退院可能な者の解消を目指しているところであり、平成18年度中に各都道府県及び各市町村において策定される「障害福祉計画」において、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、地域生活へ移行する者を見込んだ上で必要なサービスの計画的整備を図ることとしている。

精神障害者の退院促進の取組については、

- ① 地域生活支援事業において、地域関係者の連携により地域移行の推進を図る「精神障害者退院促進支援事業」を都道府県の基礎的事業として盛り込んでいるほか、
- ② 平成18年度補正予算においても特別対策として、退院促進の専門家の養成等を図るための「精神障害者退院促進強化事業」を盛り込んでいるところであり、障害福祉計画において策定した目標を実現するためにも、これらの事業を積極的に活用されたい。

○ 退院促進における生活保護施策との連携

退院可能精神障害者数のうち2割程度が生活保護を受給しているとされており、生活保護施策においても、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などにより計画的に退院促進を進めていくことが必要であるとの観点から、平成19年度予算案において「生活保護精神障害者退院支援事業」を創設することとしているところである。

については、対象者の地域生活移行における課題等に応じて、福祉事務所と連携を図り、協働して退院促進対策に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、来年度において、都道府県や福祉事務所の担当者を対象とした退院促進に係る研修会の実施を予定しているところであり、具体的な連携方法等について参考になるものとしたいと考えているので、積極的な参加をお願いしたい。

3 障害児の療育支援等について

(1) 重症心身障害児（者）通園事業

重症心身障害児（者）通園事業については、主として、障害児の児童福祉施設内、又は当該施設に併設して実施される事業である。これらの施設については、障害者自

立支援法附則第3条で施行後3年を目途に検討及び必要な措置を講ずるとされていることから、本事業の在り方については、これら障害児施設等のサービス体系の見直しの中で併せて検討することとしたところである。

現状において特にB型については予算カ所数を上回る要望があり、各自治体において積極的に取り組んでいただいていると認識しているところである。一方、1日の利用定員を定めているにもかかわらず、1日15人の利用を想定しているA型において長期間にわたって一ケタ台の利用に留まっている施設があるとともに、1日5人の利用を想定しているB型においても長期間にわたって1～2人の利用に留まっている施設があるところである。これら施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるとともに、今後の利用の伸びが望めない場合は、障害者自立支援法の新たなサービス体系である「生活介護」事業等も視野に入れ、事業の効率的な運営について検討されたい。

(2) 難聴幼児に対する療育支援

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進され、社会参加が容易になる。

従って早期に聴覚障害を発見し、児童及びその家族に対して援助を行うことは重要である。

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところである。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、児童デイサービスなどの活用を図ること。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局

と十分連携を図られたい。

ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導方願います。

4 障害福祉関係施設の整備について

(1) 平成19年度予算（案）

平成19年度予算（案）における社会福祉施設等施設整備費補助金については、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動の場等の整備に必要な予算額を計上したところである。

(2) 平成19年度整備方針

平成19年度の障害者関連施設に関する補助協議の基本方針については、「平成19年度社会福祉施設等施設整備費（障害保健福祉部分）の国庫補助に係る協議について（平成19年2月9日障発第0209001号）」においてお示したところであるが、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、新規事業の協議に当たっては、原則として単年度事業であるものに限定し、障害福祉計画を踏まえた整備内容になっているか等、十分に各都道府県市において精査した上で、真に必要な整備について協議を受けることとしている。

なお、平成18年度補正予算において計上された「障害者自立支援基盤整備事業」を積極的に活用するとともに、本補助金との重複がないようご留意願いたい。

(3) 国庫補助基準単価

平成19年度の補助基準単価については、公共工事コストの縮減や建設単価の動向等を総合的に勘案し、平成18年度の基準単価から△1.7%の改定を行うこととしているのでご了知願いたい。

5 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

(1) 指定居宅介護事業者等への指導監査の徹底等

18年4月に障害者自立支援法が施行され、指定居宅介護事業者等（以下「事業者」という。）の数が増加している一方で、従前の支援費制度における支援費の不正受給による事業者の指定取消し処分等の報告を受けているところである。

このような状況を踏まえ、障害者自立支援法の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められているところである。

については、貴都道府県におかれては、事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるとともに厳正な対応をお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録票が作成されるようなことが無いよう事業者（基準該当事業者を含む）を指導いただくとともに、支給決定者に対しても、その障害特性に応じ適切に配慮した説明資料等により、制度の周知を図られるようお願いする。

(2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

また、社会福祉施設における不正・不明瞭な会計処理の防止や施設整備に係る不正の防止について、引き続き社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

① 人権侵害等の防止等について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという報告が依然として後を絶たず、障害者の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設においてこのような事件が起きたことは誠に遺憾である。また、これらの報告の中には、刑事事件にまで及んでいる事件も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等におかれては、このような事件を未然に防止するための対応及び発生した場合の対応にあたっては、「障害者（児）施設における虐待の防止について

(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」を参考に適切に対応されたい。特に、虐待の行われた施設に対しては、指定の取消、事業停止等の適切な対応を図られたい。

② 苦情解決の取組について

障害者（児）福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者（児）福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

③ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、平成15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」及び「施設種別の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。

障害関係施設・事業所においても、そのサービスの質を担保し、サービスの透明性を高め、不祥事防止を図る観点から積極的に第三者評価を活用することが重要である。都道府県におかれては、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制整備の促進を図るとともに、管下施設・事業所に対して、第三者評価の実施を促すようご指導願いたい。

(3) 精神障害者社会復帰施設における指導監査等の徹底について

今年度会計検査院が実施した精神障害者社会復帰施設等に対する実地検査において、4施設について、不適切な経理事務が行われていたとして、国庫補助金が過大交

付であると指摘された。

不正・不明瞭な経理の事例により、社会復帰施設の信頼低下等の社会問題化も懸念されることから、各都道府県・指定都市においては、引き続き、適正かつ効果的な実地指導を行うなど、国庫補助金等の適切な執行に努められたい。

また、管内社会復帰施設に対し実地指導等を実施する際には、平成12年3月31日障第248号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神障害者社会復帰施設等に係る指導監査の実施について」により、指導の一層の強化を図るようお願いしたい。

なお、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直しに係る経過措置の対象となった社会復帰施設については、経過措置期間中は、従前の例による運営ができることとされており、その実地指導等についても、従前の例により行っていただきたい。

< 障害福祉課施設管理室 >

1 国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関して医療から職業訓練までを一貫して実施する「国立身体障害者リハビリテーションセンター」をはじめ、全国8か所設置している。[資料編1](#)

国立更生援護施設の訓練部門等は、昨年10月の障害者自立支援法の施行に伴い、指定障害者支援施設（国立秩父学園は、知的障害児施設）としての事業体系に移行し、「就労移行支援」、「就労移行支援（養成施設）」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「施設入所支援」を実施しているところであり、その利用は全国の障害者を対象としているので、今後も引き続き、管内市町村及び医療機関等に対し、国立更生援護施設の利用について、周知及び助言方願いする。

（1）国立更生援護施設の事業について

○国立身体障害者リハビリテーションセンター

我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ①総合的リハビリテーションの実施
- ②リハビリテーション技術の研究と開発
- ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修
- ④リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施している。

平成19年度においても、障害者自立支援法に基づく次の事業を実施している。

①就労移行支援

身体障害者を対象として、職業的自立を目的とした実践的な訓練等（同一敷地内にある職業リハセンターでの職業訓練を受けることも可能）

（標準利用期間：24か月）

②就労移行支援（養成施設）

視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を取得するための養成訓練（養成期間：中卒5年、高卒3年）

③自立訓練（機能訓練）

視覚障害者を対象として、社会生活に適応するために必要な歩行、日常生活動作等を習得させるための訓練（標準利用期間：18か月）

④自立訓練（生活訓練）

主として高次脳機能障害者を対象に、コミュニケーション訓練や日常生活訓練等（標準利用期間：24か月）

⑤施設入所支援

宿舍の提供、その他生活等に対する相談支援等（職業リハセンター利用者も入所可）

また、同センターは、高次脳機能障害者の全国的な支援体制の強化を図るため、「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、都道府県における地方支援拠点機関等の相談支援事業の円滑な運営を支援するため、専門的な助言、指導及び関係機関の職員の研修等を引き続き実施することとしている。

さらに、平成19年度より、障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、「サービス管理責任者研修（指導者研修）」及び「相談支援従事者指導者養成研修」を実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては了知のうえ、これらの研修を有効に活用されるとともに管内市町村、関係施設・団体等への周知方よろしく願います。

なお、実施についての詳細は、別途通知することとしている。

①サービス管理責任者研修（指導者研修）の概要（案）

研修目的	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの質の確保に必要な知識・技能を有するサービス管理責任者の養成を図る
研修期間	平成19年9月19日（水）～21日（金）の3日間
研修会場	国立身体障害者リハビリテーションセンター （埼玉県所沢市並木4-1 電話04-2995-3100）
定員	235名（各都道府県から5名（5分野各1名））
受講資格	サービス管理責任者の要件となる実務経験を満たし、サービス管理責任者研修の企画及び講師などの中核的な役割を担うために各分野ごとに都道府県の推薦を受けた者
研修内容	全体講義、分野別講義、分野別演習

②相談支援従事者指導者研修の概要（案）

研修目的	地域の相談支援体制の充実並びに相談支援従事者研修事業の円滑な実施と相談支援従事者の養成を図る
研修期間	平成19年6月27日（水）～29日（金）の3日間
研修会場	国立身体障害者リハビリテーションセンター （埼玉県所沢市並木4-1 電話04-2995-3100）
定員	183名（各都道府県から3名）
受講資格	継続的に個別ケースを持ち、それについてケアマネジメントを行っている者であって、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」及び地域の相談支援体制において今後も中心的な役割を果たすことが見込まれる者で、都道府県の推薦を受けた者
研修内容	全体講義、分野別演習

なお、リハビリテーション関係専門職員等の研修については資料編2のとおり実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの研修事業を積極的に活用されるとともに関係機関への周知方よろしく願います。

○国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（函館市、那須塩原市、神戸市、福岡市の4か所）は、人生中途において視覚障害となった者等を対象として次のような事業を実施している。

①就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を取得するための養成訓練（養成期間：中卒5年、高卒3年）

②自立訓練（機能訓練）

社会生活に適応するために必要な歩行、日常生活動作を修得させるための生活訓練等及び現職復帰の可能性のある者に対して個別の訓練プログラムを作成し、実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等
（標準利用期間：18か月）

③施設入所支援

宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等

○国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（伊東市、別府市の2か所）は、重度の身体障害者（主として「頸髄損傷者」）を対象に次のような事業を実施している。

①自立訓練（機能訓練）

機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションを実施（標準利用期間：18か月）

②施設入所支援

入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活に対する相談支援等
また、同センターにおいては、重度障害者の居宅生活を可能とするための住宅改造に関する支援等を行っている。

○国立秩父学園（知的障害児施設）

国立知的障害児施設（国立秩父学園）は、知的障害の程度が著しい児童及び自閉症等を有する児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護・指導を実施するとともに、自閉症等を有する在宅の児童に対する外来診療及び通園療育指導を行っている。

また、知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を行っており、平成19年度においては、**資料編3**のとおり発達障害者支援センターの職員を対象とした「発達障害者支援センター職員研修会」及び都道府県・指定都市における発達障害分野の指導者となる行政担当及び保健師、保育士等の現任者を対象とした「発達障害関係職員研修会」等を実施することとしているので、職員の派遣及び市町村等関係機関、施設等に対する周知徹底方よろしく願います。

（2）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）は、昭和55年8月に「国際障害者年」の記念事業として、国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っている。

○相談事業

身体障害者等に対して生活、就職、法律、年金、補装具等に関する相談の実施

○研修事業 資料編 4

全国の身体障害者福祉センター職員等を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修の実施。

- ・身体障害者福祉センター職員（初任者・現任者）等の研修
- ・障害者福祉レクリエーション支援者研修 等

○情報提供事業

身体障害者にかかる情報提供の充実を図るため、身体障害者福祉に関する実務情報誌「戸山サンライズ」の発行。

【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621
E-mail toyama@abox22.so-net.ne.jp
URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

のぞみの園は、平成18年10月の障害者自立支援法の施行に伴い、新たな事業体系に移行したところであり、「施設入所支援」、「生活介護」及び「自立訓練（生活訓練）」を実施している。

また、群馬県知事の指定を受け、「短期入所」及び「相談支援」の事業を実施するほか、高崎市等からの委託により「日中一時支援事業（地域生活支援事業のその他の事業）」を実施している。

(1) のぞみの園における地域生活移行への取組み

のぞみの園における地域生活移行については、出身地域や近隣地域のグループホーム等への移行を基本として進めているところであり、また、実践においては、入所者本人の意向はもちろんのこと、保護者等の家族の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本としている。

特に、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけや情報交換を含む相互の連携体制の確立は重要な課題であり、その取組事例を全国に発信することが必要であると考えている。

現在、のぞみの園においては様々な取組を行っているところであり、その詳細については、ニューズレターを通じて情報提供をしているので、その活用を図られたい。

また、今までの活動においても、関係の地方公共団体等との個別の協議を行っているところであるが、さらに、その対象を広げ、多くの地方公共団体等へ協議を行うこととしているので、協力方願います。

(2) 障害福祉計画について

のぞみの園は、全国を対象としており、現入所者についてみれば、その出身地は43都道府県259市区町村（平成19年2月1日現在）に及んでいるところである。

資料編5

平成18年5月に開催された全国障害福祉計画担当者会議においても申し上げたとおり、都道府県域を超えて入所するいわゆる「県外利用者」については、居住地特例により、利用者の費用負担は入所前の都道府県が行うことになっており、各都道府県、市町村において障害福祉計画を策定する際には、のぞみの園の入所者の地域移行を念頭に置きながら数値目標を設定する等サービス見込み量等について、当施設の利用者が適切に反映されるようお願いする。

(3) のぞみの園における養成・研修の実施について

ア のぞみの園福祉セミナーの開催

のぞみの園においては、調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援業務に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を以下のとおり実施することとしているので、管内の関係団体及び施設に対する周知方願います。

研究コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域支援セミナー (新事業体系)	2日	300人	高崎シティギャラリー コアホール	9月 20日(木)～21日(金)
知的障害者の健康 管理セミナー	2日	80人	ホテルメトロポリタ ン高崎	11月 29日(木)～30日(金)

イ 行動援護従業者養成中央セミナーの開催について

のぞみの園においては、障害者自立支援法に基づく新たなサービスとしての「行動援護」の実施に伴い、昨年度に引き続き、都道府県が行う研修の講師を担う者を養成することを主な目的として、「行動援護従業者養成中央セミナー」を開催するので、都道府県においては、行動援護に係る着実な基盤整備及び良質なサービスの提供に資するため、研修の講師となることが想定される者等についての積極的な受講について特段のご配慮をお願いする。

日 時 平成19年7月2日(月)～4日(水)

場 所 ホテルメトロポリタン高崎(群馬県高崎市八島町222)

定 員 200人

位置付け 行動援護従業者養成研修に相当する研修と位置付けることとし、本研修の終了者は、行動援護に係る研修要件を満たす者として取り扱うこととする。

※募集・受講に関する窓口

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
企画研究部 企画研究課 養成研修係 (担当:山崎)

TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

E-mail yamazakit@nozomi.go.jp

【 参 考 资 料 】

< 障 害 福 祉 課 >

(参考資料1) 成長力底上げ戦略 (基本構想) 一概要一

I. 基本的な姿勢

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

- ・ 「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止。

2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

- ・ 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会（チャンス）」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相俟って、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 3本の矢 — 「人材投資」を中心に

【人材能力戦略】

- ・ 「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

【就労支援戦略】

- ・ 「公的扶助（福祉）を受けている人などで、経済的自立（就労）を目指していながら、その機会に恵まれない人」への支援

【中小企業底上げ戦略】

- ・ 「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

II. 戦略の基本構想

1. 人材能力戦略 — “能力発揮社会”の実現—

- ◎ 誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会を実現。

(1) 「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード制度」）の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード（訓練参加状況や実績評価認定内容を記載）」を交付
- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② プログラム履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にも、その内容を記載。

(3) 官民共同推進組織の設置

- 「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の平成20年度の本格実施に向け、官民からなる推進組織を設置するとともに、先行プロジェクトを実施。

2. 就労支援戦略 — 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施—

- ◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進。
- ② 就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

3. 中小企業底上げ戦略 — 生産性向上と最低賃金引上げに向けた政策の一体運用—

- ◎ 中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体的運用を行う。

(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

- 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」において、生産性向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げに関する政労使の合意形成。

(2) 「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

- ① 下請取引の適正化 — 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② IT化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等に対するノウハウの移転や生産性向上投資への資金提供
- ④ 中小企業の人材能力の向上

(3) 最低賃金制度の充実

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正（最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮や違反時の罰則強化等—改正法案を国会提出予定）
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体的運用。

4. 戦略の推進体制 — 官民一体となった推進体制を国・地方で構築—

(1) 戦略推進体制の整備

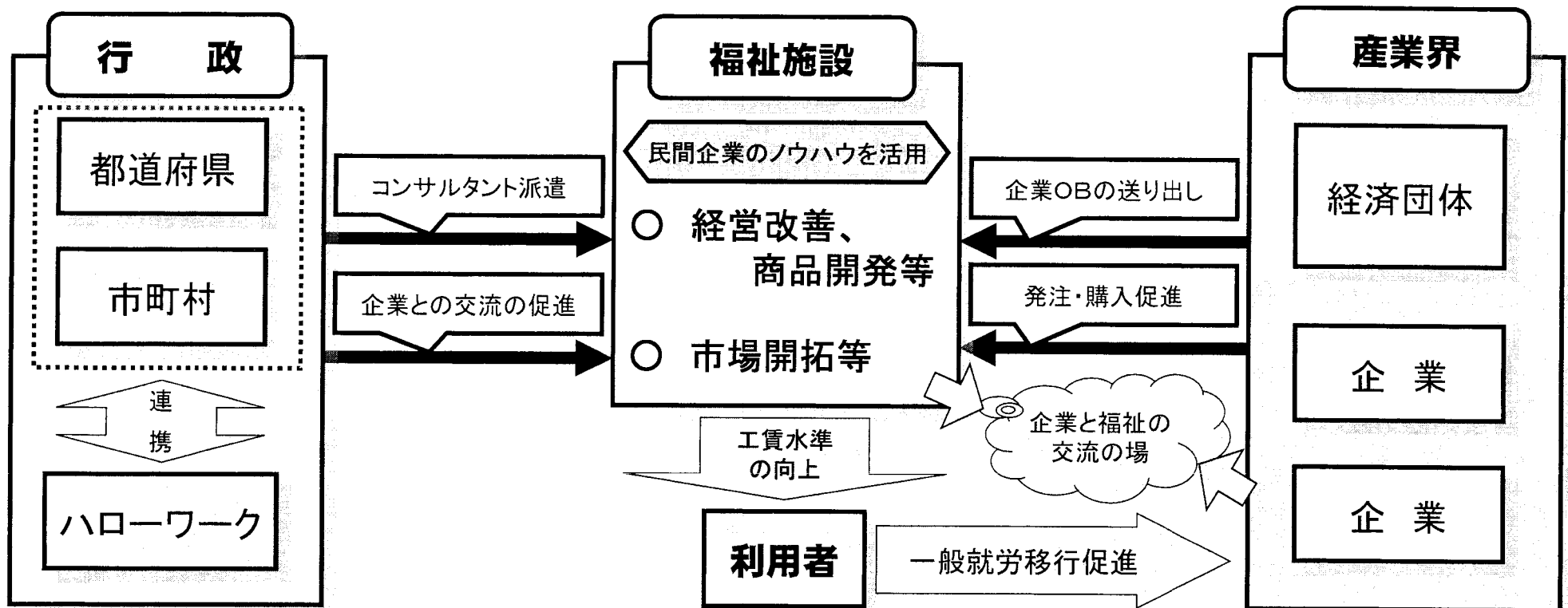
- ① 官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」を国と地方に設置。
- ② 「成長力底上げ戦略」を推進するための政府部内の体制づくりを行う。

(2) 戦略の進め方

- ① 原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。19年度中は、本格実施の準備及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組みを展開。20年度から本格実施。22年度以降は実施状況を検証しながら施策展開。
- ② 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用。

「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 障害者の経済的自立に向けて、一般就労への取組に加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取組が重要。このため、「工賃倍増5か年計画」に基づき、官民一体となった取組を推進。
- 具体的には、各事業所において、民間企業等の技術、ノウハウ等を活用した以下のような取組を実施。
 - ・ 経営コンサルタントや企業OBの受け入れによる経営改善、企業経営感覚(視点)の醸成
 - ・ 一般企業と協力して行う魅力的な商品開発、市場開拓 等



(参考資料2) 障害者職業紹介の概況 (平成19年1月)

都道府県別職業紹介状況

(1) 平成17年度

都道府県	新規求職申込件数			有効求職者数			就職件数			就職率		
	17年度	16年度	増減比	17年度	16年度	増減比	17年度	16年度	増減比	17年度	16年度	増減差
1 北海道	4,220	4,341	△ 2.8	7,945	8,231	△ 3.5	1,574	1,615	△ 2.5	37.3	37.2	0.1
2 青森	1,013	921	10.0	2,561	2,594	△ 1.3	319	340	△ 6.2	31.5	36.9	△ 5.4
3 岩手	997	951	4.8	1,691	1,856	△ 8.9	467	433	7.9	46.8	45.5	1.3
4 宮城	1,801	1,709	5.4	2,499	2,189	14.2	809	771	4.9	44.9	45.1	△ 0.2
5 秋田	764	669	14.2	1,118	1,175	△ 4.9	337	312	8.0	44.1	46.6	△ 2.5
6 山形	710	695	2.2	1,478	1,589	△ 7.0	360	345	4.3	50.7	49.6	1.1
7 福島	1,271	1,314	△ 3.3	1,524	1,634	△ 6.7	624	605	3.1	49.1	46.0	3.1
8 茨城	1,684	1,521	10.7	2,504	2,554	△ 2.0	747	605	23.5	44.4	39.8	4.6
9 栃木	1,314	1,341	△ 2.0	2,445	2,293	6.6	658	563	16.9	50.1	42.0	8.1
10 群馬	1,494	1,431	4.4	2,148	2,064	4.1	682	625	9.1	45.6	43.7	1.9
11 埼玉	4,012	3,647	10.0	6,935	6,749	2.8	1,299	1,186	9.5	32.4	32.5	△ 0.1
12 千葉	3,400	3,270	4.0	6,329	6,136	3.1	1,064	1,028	3.5	31.3	31.4	△ 0.1
13 東京	11,432	12,352	△ 7.4	12,565	13,250	△ 5.2	3,974	3,744	6.1	34.8	30.3	4.5
14 神奈川	5,553	5,523	0.5	8,977	8,722	2.9	1,700	1,661	2.3	30.6	30.1	0.5
15 新潟	1,498	1,476	1.5	1,923	2,186	△ 12.0	842	692	21.7	56.2	46.9	9.3
16 富山	787	734	7.2	1,354	1,620	△ 16.4	421	401	5.0	53.5	54.6	△ 1.1
17 石川	1,051	909	15.6	1,271	1,461	△ 13.0	511	479	6.7	48.6	52.7	△ 4.1
18 福井	533	492	8.3	560	603	△ 7.1	312	304	2.6	58.5	61.3	△ 3.3
19 山梨	751	560	34.1	1,338	1,200	11.5	328	270	21.5	43.7	48.2	△ 4.5
20 長野	1,875	1,810	3.6	3,095	3,546	△ 12.7	941	832	13.1	50.2	46.0	4.2
21 岐阜	1,509	1,477	2.2	2,769	2,984	△ 7.2	729	663	10.0	48.3	44.9	3.4
22 静岡	2,729	2,425	12.5	4,527	4,236	6.9	1,424	1,252	13.7	52.2	51.6	0.6
23 愛知	4,281	4,037	6.0	8,419	8,496	△ 0.9	1,926	1,732	11.2	45.0	42.9	2.1
24 三重	1,511	1,383	9.3	2,023	1,953	3.6	688	649	6.0	45.5	46.9	△ 1.4
25 滋賀	1,059	1,008	5.1	1,483	1,531	△ 3.1	467	453	3.1	44.1	44.9	△ 0.8
26 京都	2,216	2,000	10.8	5,538	4,798	15.4	873	802	8.9	39.4	40.1	△ 0.7
27 大阪	9,294	9,257	0.4	7,440	7,682	△ 3.2	2,662	2,492	6.8	28.6	26.9	1.7
28 兵庫	4,025	3,530	14.0	5,473	7,869	△ 30.4	1,570	1,409	11.4	39.0	39.9	△ 0.9
29 奈良	1,005	916	9.7	1,691	2,094	△ 19.2	397	391	1.5	39.5	42.7	△ 3.2
30 和歌山	670	632	6.0	1,073	1,512	△ 29.0	305	287	6.3	45.5	45.4	0.1
31 鳥取	560	461	21.5	869	716	21.4	262	242	8.3	46.8	52.5	△ 5.7
32 島根	674	685	△ 1.6	1,010	1,031	△ 2.0	364	305	19.3	54.0	44.5	9.5
33 岡山	1,717	1,560	10.1	2,474	2,526	△ 2.1	735	650	13.1	42.8	41.7	1.1
34 広島	2,512	2,432	3.3	4,305	4,594	△ 6.3	1,165	1,110	5.0	46.4	45.6	0.8
35 山口	1,204	1,042	15.5	1,891	1,812	4.4	513	473	8.5	42.6	45.4	△ 2.8
36 徳島	421	401	5.0	1,045	976	7.1	260	242	7.4	61.8	60.3	1.5
37 香川	725	737	△ 1.6	963	838	14.9	384	372	3.2	53.0	50.5	2.5
38 愛媛	1,034	837	23.5	978	1,102	△ 11.3	501	394	27.2	48.5	47.1	1.4
39 高知	620	649	△ 4.5	1,024	996	2.8	227	180	26.1	36.6	27.7	8.9
40 福岡	4,525	4,185	8.1	6,147	6,368	△ 3.5	1,668	1,573	6.0	36.9	37.6	△ 0.7
41 佐賀	854	814	4.9	1,992	2,209	△ 9.8	388	295	31.5	45.4	36.2	9.2
42 長崎	1,511	1,179	28.2	1,605	2,656	△ 39.6	570	515	10.7	37.7	43.7	△ 6.0
43 熊本	1,839	1,542	19.3	2,993	4,616	△ 35.2	756	677	11.7	41.1	43.9	△ 2.8
44 大分	1,134	977	16.1	1,406	1,648	△ 14.7	508	421	20.7	44.8	43.1	1.7
45 宮崎	1,059	952	11.2	1,563	1,546	1.1	457	456	0.2	43.2	47.9	△ 4.7
46 鹿児島	1,635	1,417	15.4	3,053	3,029	0.8	624	590	5.8	38.2	41.6	△ 3.4
47 沖縄	1,143	981	16.5	2,665	2,514	6.0	490	435	12.6	42.9	44.3	△ 1.4
計	97,626	93,182	4.8	146,679	153,984	△ 4.7	38,882	35,871	8.4	39.8	38.5	1.3

(2) 平成18年度(4～1月)

都道府県	新規求職申込件数			有効求職者数			就職件数			就職率			増減差
	18年度 4～1月	17年度 4～1月	前年 同期比	18年度 1月	17年度 1月	前年 同期比	18年度 4～1月	17年度 4～1月	前年 同期比	18年度 4～1月	17年度 4～1月	増減差	
1 北海道	3,623	3,387	7.0	8,313	7,795	6.6	1,386	1,234	12.3	38.3	36.4	1.9	
2 青森	837	853	△ 1.9	2,694	2,592	3.9	298	256	16.4	35.6	30.0	5.6	
3 岩手	869	763	13.9	1,790	1,657	8.0	483	356	35.7	55.6	46.7	8.9	
4 宮城	1,436	1,446	△ 0.7	2,354	2,423	△ 2.8	680	643	5.8	47.4	44.5	2.9	
5 秋田	546	611	△ 10.6	1,113	1,142	△ 2.5	364	314	15.9	66.7	51.4	15.3	
6 山形	666	557	19.6	1,605	1,505	6.6	342	276	23.9	51.4	49.6	1.8	
7 福島	1,083	1,020	6.2	1,486	1,548	△ 4.0	505	480	5.2	46.6	47.1	△ 0.5	
8 茨城	1,495	1,283	16.5	2,711	2,419	12.1	703	641	9.7	47.0	50.0	△ 3.0	
9 栃木	988	1,045	△ 5.5	2,603	2,444	6.5	546	520	5.0	55.3	49.8	5.5	
10 群馬	1,182	1,221	△ 3.2	2,155	2,115	1.9	563	557	1.1	47.6	45.6	2.0	
11 埼玉	3,360	3,341	0.6	6,548	7,131	△ 8.2	1,294	1,020	26.9	38.5	30.5	8.0	
12 千葉	3,492	2,860	22.1	6,672	6,534	2.1	1,067	844	26.4	30.6	29.5	1.1	
13 東京	9,801	9,149	7.1	12,823	12,800	0.2	3,726	3,298	13.0	38.0	36.0	2.0	
14 神奈川	4,924	4,575	7.6	8,353	8,966	△ 6.8	1,655	1,361	21.6	33.6	29.7	3.9	
15 新潟	1,430	1,205	18.7	2,115	1,995	6.0	717	696	3.0	50.1	57.8	△ 7.7	
16 富山	710	628	13.1	1,424	1,456	△ 2.2	464	358	29.6	65.4	57.0	8.4	
17 石川	874	842	3.8	1,145	1,295	△ 11.6	545	454	20.0	62.4	53.9	8.5	
18 福井	515	414	24.4	611	542	12.7	342	260	31.5	66.4	62.8	3.6	
19 山梨	603	607	△ 0.7	1,350	1,396	△ 3.3	330	245	34.7	54.7	40.4	14.3	
20 長野	1,709	1,498	14.1	3,317	3,095	7.2	880	755	16.6	51.5	50.4	1.1	
21 岐阜	1,362	1,244	9.5	2,807	2,767	1.4	612	495	23.6	44.9	39.8	5.1	
22 静岡	2,432	2,066	17.7	4,523	4,388	3.1	1,305	1,079	20.9	53.7	52.2	1.5	
23 愛知	3,697	3,455	7.0	8,981	8,859	1.4	1,549	1,295	19.6	41.9	37.5	4.4	
24 三重	1,155	1,243	△ 7.1	2,240	1,979	13.2	604	606	△ 0.3	52.3	48.8	3.5	
25 滋賀	915	852	7.4	1,572	1,574	△ 0.1	434	372	16.7	47.4	43.7	3.7	
26 京都	1,785	1,780	0.3	5,904	5,410	9.1	771	665	15.9	43.2	37.4	5.8	
27 大阪	7,738	7,706	0.4	7,770	7,468	4.0	2,621	2,325	12.7	33.9	30.2	3.7	
28 兵庫	3,596	3,235	11.2	5,829	5,512	5.8	1,586	1,236	28.3	44.1	38.2	5.9	
29 奈良	826	829	△ 0.4	1,613	1,696	△ 4.9	358	286	25.2	43.3	34.5	8.8	
30 和歌山	743	553	34.4	1,237	1,498	△ 17.4	294	256	14.8	39.6	46.3	△ 6.7	
31 鳥取	465	457	1.8	1,056	835	26.5	264	210	25.7	56.8	46.0	10.8	
32 島根	652	531	22.8	887	1,067	△ 16.9	327	258	26.7	50.2	48.6	1.6	
33 岡山	1,482	1,440	2.9	2,344	2,649	△ 11.5	623	576	8.2	42.0	40.0	2.0	
34 広島	2,049	2,109	△ 2.8	4,600	4,367	5.3	1,079	948	13.8	52.7	45.0	7.7	
35 山口	996	965	3.2	2,051	1,853	10.7	481	441	9.1	48.3	45.7	2.6	
36 徳島	363	336	8.0	1,164	1,040	11.9	260	217	19.8	71.6	64.6	7.0	
37 香川	645	535	20.6	1,081	915	18.1	333	274	21.5	51.6	51.2	0.4	
38 愛媛	838	802	4.5	1,245	1,126	10.6	383	398	△ 3.8	45.7	49.6	△ 3.9	
39 高知	526	523	0.6	1,027	1,002	2.5	178	171	4.1	33.8	32.7	1.1	
40 福岡	3,735	3,607	3.5	6,495	6,351	2.3	1,611	1,409	14.3	43.1	39.1	4.0	
41 佐賀	720	688	4.7	1,855	1,989	△ 6.7	379	319	18.8	52.6	46.4	6.2	
42 長崎	1,323	1,135	16.6	1,737	1,666	4.3	555	484	14.7	42.0	42.6	△ 0.6	
43 熊本	1,501	1,528	△ 1.8	3,113	3,063	1.6	679	589	15.3	45.2	38.5	6.7	
44 大分	999	893	11.9	1,243	1,358	△ 8.5	488	416	17.3	48.8	46.6	2.2	
45 宮崎	893	887	0.7	1,740	1,613	7.9	474	367	29.2	53.1	41.4	11.7	
46 鹿児島	1,539	1,347	14.3	3,534	3,111	13.6	646	506	27.7	42.0	37.6	4.4	
47 沖縄	1,088	902	20.6	2,497	2,800	△ 10.8	462	347	33.1	42.5	38.5	4.0	
計	84,206	78,953	6.7	151,327	148,806	1.7	36,246	31,113	16.5	43.0	39.4	3.6	

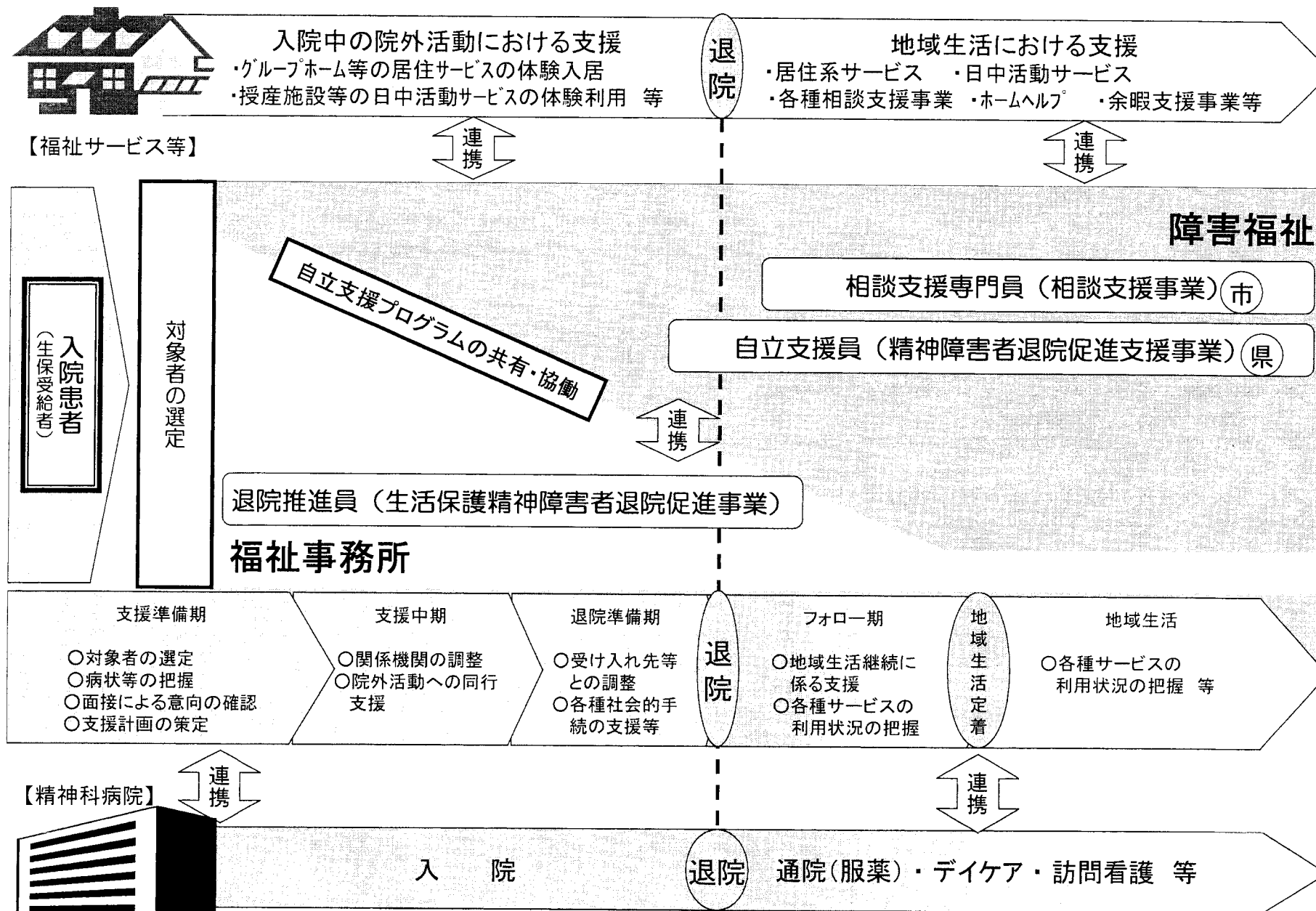
障害者就職件数及びトライアル雇用実施状況（年度目標との関係）

平成19年1月末日現在

	就職件数			トライアル開始者数			トライアル 常用移行率
	年度目標	実績	前年同期比	年度目標	実績	前年同期比	
1 北海道	1,624 (1,574)	1,386 (1,234)	12.3	221 (217)	249 (191)	30.4	76.8%
2 青森	357 (319)	298 (256)	16.4	84 (67)	58 (54)	7.4	90.9%
3 岩手	483 (467)	483 (356)	35.7	110 (129)	103 (116)	△11.2	71.4%
4 宮城	831 (809)	680 (643)	5.8	133 (143)	148 (127)	16.5	85.6%
5 秋田	364 (337)	364 (314)	15.9	72 (78)	55 (61)	△9.8	91.2%
6 山形	379 (360)	342 (276)	23.9	74 (74)	71 (67)	6.0	80.0%
7 福島	637 (624)	505 (480)	5.2	105 (99)	118 (85)	38.8	90.3%
8 茨城	740 (747)	703 (641)	9.7	87 (84)	86 (66)	30.3	79.7%
9 栃木	644 (658)	546 (520)	5.0	90 (96)	86 (77)	11.7	79.7%
10 群馬	710 (682)	563 (557)	1.1	60 (45)	35 (36)	△2.8	84.8%
11 埼玉	1,441 (1,299)	1,294 (1,020)	26.9	209 (238)	238 (198)	20.2	81.0%
12 千葉	1,153 (1,064)	1,067 (844)	26.4	139 (136)	142 (107)	32.7	88.1%
13 東京	4,300 (3,974)	3,726 (3,298)	13.0	600 (469)	477 (377)	26.5	86.1%
14 神奈川	1,836 (1,700)	1,655 (1,361)	21.6	265 (225)	337 (181)	86.2	88.5%
15 新潟	906 (842)	717 (696)	3.0	141 (160)	140 (130)	7.7	81.9%
16 富山	430 (421)	464 (358)	29.6	66 (69)	63 (53)	18.9	81.8%
17 石川	527 (511)	545 (454)	20.0	67 (63)	62 (57)	8.8	82.0%
18 福井	320 (312)	342 (260)	31.5	60 (56)	73 (48)	52.1	90.6%
19 山梨	365 (328)	330 (245)	34.7	53 (59)	53 (44)	20.5	86.8%
20 長野	996 (941)	880 (755)	16.6	120 (120)	124 (99)	25.3	81.3%
21 岐阜	695 (729)	612 (495)	23.6	90 (79)	77 (58)	32.8	85.5%
22 静岡	1,452 (1,424)	1,305 (1,079)	20.9	217 (235)	264 (187)	41.2	77.0%
23 愛知	2,142 (1,926)	1,549 (1,295)	19.6	243 (186)	174 (146)	19.2	79.9%
24 三重	670 (688)	604 (606)	△0.3	91 (91)	62 (69)	△10.1	87.8%
25 滋賀	506 (467)	434 (372)	16.7	74 (75)	66 (63)	4.8	83.6%
26 京都	906 (873)	771 (665)	15.9	164 (186)	129 (142)	△9.2	80.3%
27 大阪	2,844 (2,662)	2,621 (2,325)	12.7	429 (416)	382 (346)	10.4	81.4%
28 兵庫	1,640 (1,570)	1,586 (1,236)	28.3	197 (185)	154 (147)	4.8	79.5%
29 奈良	400 (397)	358 (286)	25.2	62 (76)	79 (56)	41.1	82.6%
30 和歌山	312 (305)	294 (256)	14.8	64 (68)	71 (48)	47.9	76.4%
31 鳥取	268 (262)	264 (210)	25.7	41 (49)	26 (36)	△27.8	72.0%
32 島根	350 (364)	327 (258)	26.7	88 (95)	85 (74)	14.9	82.2%
33 岡山	752 (735)	623 (576)	8.2	116 (127)	99 (97)	2.1	81.6%
34 広島	1,188 (1,165)	1,079 (948)	13.8	187 (205)	140 (158)	△11.4	88.0%
35 山口	525 (513)	481 (441)	9.1	77 (71)	67 (55)	21.8	87.3%
36 徳島	273 (260)	260 (217)	19.8	53 (41)	47 (40)	17.5	80.4%
37 香川	390 (384)	333 (274)	21.5	48 (38)	39 (29)	34.5	96.2%
38 愛媛	513 (501)	383 (398)	△3.8	84 (99)	74 (79)	△6.3	80.6%
39 高知	230 (227)	178 (171)	4.1	56 (58)	54 (50)	8.0	81.0%
40 福岡	1,700 (1,668)	1,611 (1,409)	14.3	228 (220)	216 (183)	18.0	78.1%
41 佐賀	381 (388)	379 (319)	18.8	80 (116)	87 (97)	△10.3	81.8%
42 長崎	600 (570)	555 (484)	14.7	93 (108)	48 (80)	△40.0	84.1%
43 熊本	760 (756)	679 (589)	15.3	107 (104)	101 (90)	12.2	72.3%
44 大分	472 (508)	488 (416)	17.3	89 (101)	87 (84)	3.6	84.2%
45 宮崎	467 (457)	474 (367)	29.2	73 (75)	68 (64)	6.3	85.7%
46 鹿児島	625 (624)	646 (506)	27.7	94 (101)	66 (75)	△12.0	94.0%
47 沖縄	491 (490)	462 (347)	33.1	99 (122)	125 (92)	35.9	86.9%
計	40,595 (38,882)	36,246 (31,113)	16.5	6,000 (5,954)	5,605 (4,819)	16.3	83.0%

注：年度目標欄の()内は前年度実績。実績欄の()内は前年同期の実績
 年度目標の計は本省設定の数値であり、各局の計(40,595件)とは一致しない。

(参考資料3) 福祉事務所(生活保護)と障害者福祉施策の連携



平成19年度級地別単価表(案)

(単位:円)

	精神障害者生活訓練施設					精神障害者通所授産施設		精神障害者 入所授産施設	精神障害者福祉工場			生活訓練施設、通所授産施設、 入所授産施設の増員	
	(適応施設型)		(デイ・ケア施設併設型)		(一般型)	精神障害者 通所授産施設	通所授産施設 の相互利用運営事業		定員20~29人 の施設	定員30~39人 の施設	定員50人 以上の施設	指導員	事務員
	事務費	事業費	事務費	事業費									
特別区	—	—	102,250	40,380	2,819,750	1,923,900	96,180	3,331,650	2,252,600	2,966,610	3,969,170	450,260	363,580
特甲地	—	—	100,760	40,380	2,782,780	1,894,920	94,740	3,287,780	2,222,430	2,922,510	3,906,630	443,270	357,210
支給割合改定地域	—	—	100,020	40,380	2,764,330	1,880,430	94,020	3,265,860	2,207,320	2,900,500	3,875,200	439,770	354,030
甲地	—	—	97,780	40,380	2,708,600	1,836,900	91,830	3,200,150	2,162,110	2,834,160	3,781,310	429,280	344,480
支給区分改定地域	—	—	97,030	40,380	2,690,000	1,822,480	91,120	3,178,220	2,147,070	2,812,150	3,749,960	425,790	341,300
乙地	—	—	95,540	40,380	2,653,110	1,793,430	89,670	3,134,280	2,116,910	2,767,970	3,687,330	418,790	334,940
指定解除地域	—	—	94,800	40,380	2,634,420	1,778,870	88,930	3,112,430	2,101,780	2,746,050	3,656,070	415,300	331,750
丙地	155,160	49,860	93,300	40,380	2,597,450	1,749,970	87,490	3,068,500	2,071,620	2,701,710	3,593,280	408,310	325,390

(注) 級地区分は、次によること。※平成17年度の人事院規則改正前の級地区分を適用する。

- 特別区は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。
- 特甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び人事院規則9-49-16(人事院規則9-49(調整手当)等)の一部を改正する人事院規則(以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び逗子市とする。
- 支給割合改定地域は、人事院規則9-49-16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域及び大阪府忠岡町とする。
- 甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び附則別表の支給区分が甲地(1、2及び3の地域区分を除く。)に属する地域とする。
- 支給区分改定地域は、人事院規則9-49-16附則第5項により、地域区分が甲地から乙地に変更となった地域とする。
- 乙地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び附則別表の支給区分が乙地に属する地域及び蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、広島県府中町とする。
- 指定解除地域は、人事院規則9-49-16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域及び伊勢原市、川西市とする。
- 丙地は、特別区、特甲地、支給割合改定地域、甲地、支給区分改定地域、乙地及び指定解除地域以外の地域をいう。

別紙2

【寒冷地加算】

区 分	新寒冷地に所在する施設				旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)				
	1級地	2級地	3級地	4級地	北海道以外に所在する施設				
					旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地
生活訓練施設									
デイ・ケア施設併設型	586,720	511,480	488,680	387,600	713,640	535,800	373,160	255,360	150,480
一般型	366,700	319,670	305,420	242,250	446,020	334,870	233,220	159,600	94,050
通所授産施設	293,360	255,740	244,340	193,800	356,820	267,900	186,580	127,680	75,240
入所授産施設	440,040	383,610	366,510	290,700	535,230	401,850	279,870	191,520	112,860
福祉工場									
20～29人	293,360	255,740	244,340	193,800	356,820	267,900	186,580	127,680	75,240
30～39人	440,040	383,610	366,510	290,700	535,230	401,850	279,870	191,520	112,860
50人以上	660,060	575,410	549,760	436,050	802,840	602,770	419,800	287,280	169,290

(注1) 級地区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び寒冷地手当支給規則に定める地域とする。

(注2) 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第一条第一号及び第二号に定める地域とする。

(注3) 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域とする。

【その他の施設単価】

施設種別	基準単価
福祉ホームB型	1,455,710円/月
小規模通所授産施設	10,000,000円/年

【事務用冬季採暖費加算】

区 分	北海道に所在する施設
生活訓練施設	
デイ・ケア施設併設型	69,820
一般型	39,900

【民間給与改善費加算】

平均勤続年数※	加算率
14年以上	8%
12年以上14年未満	7%
10年以上12年未満	6%
8年以上10年未満	5%
6年以上8年未満	4%
4年以上6年未満	3%
2年以上4年未満	2%
2年未満	1%

※補助対象職員の平均勤続年数

【除雪費加算】(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に所在する地方公共団体以外が経営する施設)

生活訓練施設	
一般型	111,520
通所授産施設	111,520
入所授産施設	167,280
福祉工場	
20～29人	161,700
30～39人	217,460
50人以上	278,800

【身体障害者福祉工場】

1施設当たり年額

(単位:千円)

	定員	単価
居住部門有り	20人	27,201
	21人～30人	28,794
	31人～40人	35,921
	41人～49人	43,254
	50人	43,864
	51人～60人	44,412
	61人～70人	49,525
	71人～80人	49,594
	81人～90人	49,663
	91人～100人	54,660
居住部門無し	20人	22,936
	21人～30人	23,007
	31人～40人	26,420

【知的障害者福祉工場】

1施設当たり年額

(単位:千円)

定員	単価
20人～29人	23,722
30人～39人	31,255
40人～49人	42,185
50人～	44,813

【小規模通所授産施設】

(身体・知的・精神)

1施設当たり年額

10,000千円

(参考資料5)平成19年度社会福祉施設等施設整備費(障害福祉分)補助単価(案)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体	利用定員 40人 以下	都市部	80,400,000
			標準	76,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	133,800,000
			標準	127,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	188,000,000
			標準	179,100,000
		81人 以上	都市部	242,100,000
			標準	230,700,000
	施設入所 支援整備 加算	利用定員 30人 ~ 40人	都市部	64,900,000
			標準	61,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	108,300,000
			標準	103,200,000
	61人 ~ 80人	都市部	152,400,000	
		標準	145,200,000	
	81人 以上	都市部	195,700,000	
		標準	186,400,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	30,900,000	
		標準	29,400,000	
	短期入所整備加算(入所のみ)	都市部	7,190,000	
		標準	6,850,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,900,000		
	標準	9,450,000		
障害児施設(入所)	本体	利用定員 30人 ~ 40人	都市部	145,500,000
			標準	138,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	242,100,000
			標準	230,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
		81人 以上	都市部	438,000,000
			標準	417,200,000
	短期入所整備加算	都市部	7,190,000	
		標準	6,850,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,900,000	
		標準	9,450,000	

障害児施設(通所)	本体	利用定員 40人 以下	都市部	80,400,000
			標準	76,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	133,800,000
			標準	127,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	188,000,000
			標準	179,100,000
		81人 以上	都市部	242,100,000
			標準	230,700,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	9,900,000	
		標準	9,450,000	
福祉ホーム	改修 ※入所施設 を福祉ホー ムに転換す る場合に限 る	利用定員 40人 以下	都市部	18,700,000
			標準	17,900,000
		利用定員 41人 ~60人	都市部	28,000,000
			標準	26,700,000
補装具製作施設		都市部	10,400,000	
		標準	9,970,000	
盲導犬訓練施設		都市部	125,400,000	
		標準	119,400,000	
点字図書館		都市部	34,700,000	
		標準	33,000,000	
聴覚障害者情報提供施設		都市部	46,700,000	
		標準	44,500,000	
解体撤去工事費(入所系)		都市部	9,450,000	
		標準	9,000,000	
解体撤去工事費(通所系)		都市部	4,650,000	
		標準	4,430,000	
仮施設整備費(入所系)		都市部	16,800,000	
		標準	16,100,000	
仮施設整備費(通所系)		都市部	8,320,000	
		標準	7,950,000	

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」による都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

< 障害福祉課施設管理室 >

1 国立更生援護施設の概要

施設名		所在地	現行事業内容等
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院) TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102 http://www.rehab.go.jp/		埼玉県 所沢市	ア 就労移行支援 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等に対し、職業、職能訓練の実施 イ 就労移行支援(養成施設) 中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 ・中卒5年課程 ウ 自立訓練(①機能訓練、②生活訓練) ①中途失明者に対し、歩行訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練等を実施 ②高次脳機能障害者に対し、コミュニケーション訓練等の生活訓練を実施 エ 施設入所支援 宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援を実施
(我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として以下の事業等を実施 ①身体障害者に対する総合的リハビリテーション ②リハビリテーション技術の研究と開発 ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修 ④リハビリテーションに関する情報の収集と提携 ⑤リハビリテーションに関する国際協力)			
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 http://www.hakodate-nhb.go.jp/	北海道 函館市	ア 就労移行支援(養成施設) 中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 ・中卒5年課程
	国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 http://www.shiobara-nhb.go.jp/	栃木県 那須塩原市	イ 自立訓練(機能訓練) 中途失明者に対し、歩行訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練等を実施
	国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 http://www.kobe-nhb.go.jp/	兵庫県 神戸市	ウ 施設入所支援 宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援を実施
	国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365 http://www.fukuoka-nhb.go.jp/	福岡県 福岡市	
国立 立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 http://www.ito-nrh.go.jp/	静岡県 伊東市	自立訓練(機能訓練) 主に肢体不自由者で最重度といわれる「頸髄損傷」に対し以下の訓練を実施 ・理学療法、作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・ケースワーク、心理判定等の社会的・心理的リハビリテーションの実施
	国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794 http://www.beppu-nrh.go.jp/	大分県 別府市	施設入所支援 入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活に対する相談支援等を実施
国 立 児 知 的 設 障	国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253 http://www.chichibu-gakuen.go.jp/	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対し、生活指導、学習指導、治療教育等を実施

2 平成19年度 国立身体障害者リハビリテーション学院における研修実施計画(案)

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師	【第1回】 7月9日(月)～7月13日(金) 【第2回】 1月21日(月)～1月25日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定、音声言語・嚥下障害患者一般に対する臨床等に必要な知識と技術を習得することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定に従事する耳鼻咽喉科医師	2月18日(月)～2月22日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等適合判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師	【第62回】 12月3日(月)～12月7日(金) 【第63回】 3月10日(月)～3月14日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具適合判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院、診療所等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する、あるいは今後従事する予定の眼科医師	12月10日(月)～12月14日(金) (調整中)	5日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
身体障害者福祉法第15条に規定する医師研修会	各都道府県、指定都市及び中核市が、身体障害者福祉法（以下「身障法」という。）の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準（ガイドライン）に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務（嘱託等を含む）する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部（局）長の推薦する者	2月 7日（木） 2月 8日（金） （予 定）	1日 1日	60名 60名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	身体障害者更生相談所長及び身体障害者更生相談所長の推薦する更生相談所に勤務する職員	11月15日（木）～11月16日（金） （予 定）	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具士の現任訓練のため、必要な専門的知識と技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士で所属長の推薦する者	8月29日（水）～8月31日（金）	3日	10名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において頸髄損傷の作業療法に従事している者で作業療法士の免許取得後概ね3年以下の者または今後従事する予定のある者で作業療法士の免許を有し、所属長の推薦する者	10月 3日（水）～10月 5日（金） （予 定）	3日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、理学療法士の免許を有し、所属長の推薦する者	10月18日(木)～10月19日(金)	2日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理判定業務に従事し、リハビリテーション領域での経験の浅い職員を対象として、心理専門職に必要な基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において現に心理判定等の業務に従事している者で所属長の推薦する者	5月21日(月)～5月25日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理判定等業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において現に心理判定等の業務に従事し、概ね経験5年以上の者で所属長の推薦する者	9月10日(月)～9月14日(金)	5日	20名
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、言語聴覚士の免許を有し所属長の推薦する者	11月28日(水)～11月30日(金)	3日	30名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
視覚障害生活支援 研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を習得させることにより、その資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で所属長の推薦する者	5月28日(月)～ 6月 1日(金)	5 日	20 名
身体障害者更生相談 所身体障害者福祉司 等実務研修会	都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所において、原則として2年以上身体障害者の相談援助業務に従事した経験を有する身体障害者福祉司等の職員で所属長の推薦する者	7月17日(火)～ 7月20日(金)	4 日	60 名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対し、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長の推薦する者	9月 3日(月)～ 9月 7日(金)	5 日	20 名
リハビリテーション 看護研修会	リハビリテーション看護に必要な専門的知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者のリハビリテーション看護に3年以上従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で所属長の推薦する者	10月30日(火)～11月 2日(金)	4 日	50 名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
福祉機器専門職員 研修会	福祉機器に関する専門職員に 研修を行い、福祉機器の知識につ いて指導等に必要となる専門的技術 を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町 村、福祉事務所等において、補装 具及び日常生活用具の相談等を 担当している専門職員で所属長 の推薦する者	1月29日(火)～ 2月 1日(金)	4 日	60 名
義肢装具士靴型装具専 門研修会 (適合コース)	義肢装具士に対する靴型装具 製作技術の訓練のため、必要な専 門知識と技術を習得することを 目的とする。	靴型装具の製作・適合業務に 従事している義肢装具士で所属 長の推薦する者	8月20日(月)～ 8月23日(木)	4 日	10 名
盲ろう者通訳ガイド ヘルパー指導者研修 会 (前期) 盲ろう者通訳ガイド ヘルパー指導者研修 会 (後期)	盲ろう者のコミュニケーション 通訳に従事している者に対し、 会話用点字及び盲ろう者用手話等 のコミュニケーション手段に関 する専門的知識並びに視覚障害、 聴覚障害に関連する知識を習得 させ各地域における指導的役割 を担う人材育成を図ることを目 的とする。	市(区)町村において、ガイド ヘルパーとして従事している者 及び現に身体障害者更生援護施 設等において盲ろう者の通訳介 助業務に従事している者で、都 道府県・指定都市・中核市民生 主管部(局)長の推薦する者	【前期】 6月18日(月)～ 6月22日(金) 【後期】 11月 5日(月)～11月 9日(金)	10 日	20 名
介助犬・聴導犬訓練者研 修会	介助犬並びに聴導犬の訓練に 従事している者を対象として、訓 練に必要な専門的知識及び技術 を習得させ、その資質の向上を図 ることにより適切かつ効果的な 業務の運営に寄与することを目 的とする。	介助犬並びに聴導犬の訓練に 従事している者で、所属長の推 薦する者	2月25日(月)～ 2月29日(金)	5 日	20 名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市における行政担当者並びに関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市障害保健福祉部(局)長の推薦のある者	7月4日(水)～7月6日(金)	3日	200名
相談支援従事者指導者研修会	地域の相談支援体制の充実並びに相談支援従事者研修事業の円滑な実施に資することを目的とし、都道府県において、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を実践している者に対するスキルアップ並びに地域におけるケアマネジメント従事者に対する研修・指導・助言及び更なる相談支援体制の構築・推進等について中核的な役割を担う者を養成することを目的とする。	継続的に個別ケースを持ち、それについてケアマネジメントを行っている者であって、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」及び地域の相談支援体制において今後も中心的な役割を果たすことが見込まれる者で、都道府県の推薦のある者	6月27日(水)～6月29日(金)	3日	158名
サービス管理責任者研修会(指導者研修)	都道府県が推薦する指導者候補者等に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの管理上必要となること及び演習を受講させるとともに、都道府県が実施するサービス管理責任者研修の指導者を養成することを目的とする。	サービス管理責任者の要件となる実務経験を満たし、サービス管理責任者研修の企画及び講師などの中核的な役割を担うために各分野ごとに都道府県の推薦のある者	9月19日(水)～9月21日(金)	3日	235名

※ 上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

3 平成19年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修実施計画（案）

研修名	日数	期間	研修目的	受講資格	定員
第86回 指導員・保育士コース	10日間	6月4日（月）～ 6月15日（金）	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識・技術等を修得させ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。本年度は、知的障害者福祉・知的障害者医療・知的障害者支援・演習を要目とする。	知的障害関係施設の職員（看護師も含む）	40名
第15回 看護師コース	5日間	7月9日（月）～ 7月13日（金）	施設における医療（看護）の役割、知的障害児・者の理解と看護のあり方、福祉（支援スタッフ）と医療（医療スタッフ）との連携、さらにこれからの地域福祉・地域療育の中で施設医療の役割等について研鑽を積むことを目的とする。また、「自閉症の理解」「行動障害の理解とその対応」等を加え、受講者のニーズに応えるものとする。	知的障害関係施設で利用者の健康管理にあたる看護師	40名
第12回 新任職員コース	5日間	9月10日（月）～ 9月14日（金）	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的知識・援助技術等を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。本年度は、「福祉の基礎と援助の基礎を学ぶ」をテーマとする。	知的障害福祉の仕事に従事されている経験2年未満の方。	40名
第87回 指導員・保育士コース	9日間	10月9日（火）～ 10月19日（金）	知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学等を通して基礎的な理論を学ばせるとともに実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。本年度は、「知的障害者への支援」をテーマとし、各種支援方法を取り上げる。また、本学園での見学（実習）及び他施設への見学を加え、生活支援・日中活動支援の実際を知ることとする。	知的障害関係施設の職員（看護師も含む）	40名
第12回 施設長コース	3日間	11月6日（火）～ 11月8日（木）	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報提供、課題を持ち寄っての討議の場とし、施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長または施設長代理（候補）の方	30名

テーマ別研修

自閉症入門コース	3日間	6月27日（水）～ 6月29日（金）	自閉症の理解をはじめ、療育や援助を行う上で必要となる基礎的な知識と援助法を習得させ、実践の場で生かせることを目的とする。本年度は自閉症・発達障害の理解、各ライフステージにおける支援、支援方法、課題行動の対応等を中心に実施する予定。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40名
自閉症トレーニング セミナー	3日間	10月26日（金）～ 10月28日（日）	自閉症に関する基礎的な知識をお持ちの方に対して、その援助システムについて実践を含めた研修を行い、自閉症の方に対するより専門的な援助技術を習得することを目的とする。	自閉症の方の支援に従事している知的障害関係施設職員等	20名

行動障害コース	3日間	12月5日(水)～ 12月7日(金)	行動障害についての理解を深め、その対応や支援について学び療育や支援の場で生かせることを目的とする。本年度は主に行動障害の医学、自閉症の行動障害、支援の実際などについて実施する予定。	知的障害関係施設・重症心身障害児施設・国立病院機構の看護師・知的障害者更生相談所の職員	40名
地域移行支援コース	3日間	2月4日(月)～ 2月6日(水)	地域生活移行支援についての基本的考え方、ケアマネジメント、生活支援の実際、就労支援など地域移行に際しての基本的な知識や援助技術を習得することを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40名
第9回 自閉症子育て支援セミナー	2日間	11月17日(土)～ 11月18日(日)	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教師、保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。	自閉症児・者の家族・施設職員・教師・保育士・医療関係者等	200名

発達障害関係研修

研修名	日数	期間	研修目的	受講資格	定員
発達障害者支援センター職員研修会 (基礎研修)	3日間	日程については未定	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的とする。但し、基礎研修と専門研修の2コースを設けるものとする。	発達障害者支援センター職員で管理責任者の推薦する方。他機関で関連業務についている職員の聴講を認めることがある。	ともに 60名
発達障害者支援センター職員研修会 (専門研修)	3日間	日程については未定			
平成19年度 第1回 発達障害関係職員研修会	3日間 年2回 実施予定	日程については未定	都道府県・政令指定都市で発達障害分野の指導者となる行政担当者、保健師、保育士など現任者に対し自閉症・アスペルガー障害・学習障害・注意欠陥/多動性障害等といった発達障害に関する研修を行い知識・援助技術を習得させることにより業務の円滑な推進に資することを目的とする。	都道府県・政令指定都市の発達障害分野の行政担当者、保健師・保育士等で、都道府県・政令指定都市の民生主管部(局)長の推薦する方。	ともに 60名
平成19年度 第2回 発達障害関係職員研修会					

知的障害者更生相談所職員研修

知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	3日間	11月28日(水)～ 11月30日(金)	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門知識および技術を習得させることにより、同更生相談所の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員で、都道府県・政令指定都市の民政主管部(局)長の推薦する方。	40名
--------------------------	-----	-------------------------	--	--	-----

※上記の研修会は、都合により日程等が変更になることがあります。

4 平成19年度 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修実施計画(案)

研修会名		目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会		<p>障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。</p> <p>そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。</p>	市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、及びその他関係機関等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。	<p><第1回> 9月4日(火) ～9月7日(金)</p> <p><第2回> 1月22日(火) ～1月25日(金)</p>	4日	100名	
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等の新任職員(異動による新任を含む)。	6月6日(水) ～6月8日(金)	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等のOT、PT、スポーツ指導員、看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月9日(火) ～10月11日(木)	3日	70名	
身体障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。(開催地：新潟県)	11月15日(木) ～11月16日(金)	2日	50名	
			身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。	2月21日(木) ～2月22日(金)	2日	50名	
障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会		障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<p><第1回ベーシックコース> 6月26日(火) ～6月29日(金)</p> <p><第2回ベーシックコース> 10月30日(火) ～11月2日(金)</p>	4日	100名	
			地域生活支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域生活支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンスコース> 2月6日(水) ～2月8日(金)	3日	50名

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	<p><第1回ベーシックコース> 7月10日(火) ～7月13日(金)</p> <p><第2回ベーシックコース> 12月4日(火) ～12月7日(金)</p>	4日	50名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者（現在、リーダーとして活躍中の者を含む）。	<p><アドバンストコース> 3月5日(水) ～3月7日(金)</p>	3日	50名	
	障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<p><第1回> 8月7日(火) ～8月10日(金)</p> <p><第2回> 8月21日(火) ～8月24日(金)</p> <p><第3回> 3月18日(火) ～3月21日(金)</p>	4日	100名
			4日	100名		
			4日	100名		

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

5 のぞみの園施設利用者の出身市町村一覧

平成19年2月1日 現在

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
1	北海道	士幌町	1	
2		釧路市	1	
3		苫小牧市	1	
4		札幌市	1	
5		稚内市	1	
6		北見市	1	
7		江差市	1	
8		伊達市	1	
9		帯広市	1	
10	岩手県	奥州市	1	
11		大槌町	1	
12		花巻市	1	
13		北上市	1	
14	宮城県	仙台市	1	
15	秋田県	秋田市	1	
16		五城目町	1	
17	山形県	山形市	1	
18		飯豊町	1	
19		三川町	1	
20		長井市	1	
21	福島県	郡山市	2	
22		南相馬町	1	
23		西郷村	1	
24	茨城県	結城市	1	
25		日立市	2	
26		つくばみらい市	1	
27		土浦市	2	
28		水戸市	3	
29		筑西市	3	
30		常陸太田市	1	
31		高萩市	1	
32		古河市	1	
33		栃木県	宇都宮市	3
34	栃木市		1	
35	鹿沼市		1	
36	足利市		2	
37	小山市		2	
38	岩舟町		1	
39	大平町		1	
40	河内町		2	
41	那須町		1	
42	大田原市		1	
43	塩谷町		1	
44	群馬県	渋川市	1	
45		伊勢崎市	2	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
46		前橋市	7	
47		下仁田町	1	
48		玉村町	1	
49		高崎市	9	29
50		安中市	2	
51		太田市	3	
52		神流町	2	
53		甘楽町	2	
54		藤岡市	1	
55		中之条町	1	
56		富岡市		4
57		南牧村		1
58		埼玉県	さいたま市	6
59	川口市		3	
60	三芳町		1	
61	熊谷市		1	
62	川越市		2	
63	宮代町		1	
64	草加市		1	
65	寄居町		1	
66	狭山市		1	
67	東松山市		1	
68	吉川市		1	
69	羽生市		2	
70	鳩山町		1	
71	坂戸市		1	
72	ふじみ野市		1	
73	小川町		2	
74	深谷市		2	
75	幸手市	1		
76	鴻巣市	1		
77	春日部市	2		
78	上尾市	1		
79	入間市	2		
80	所沢市	1		
81	吉見町	1		
82	皆野町	1		
83	北本市	1		
84	三郷市	1		
85	東京都	港区	1	
86		新宿区	2	
87		文京区	1	
88		台東区	2	
89		墨田区	2	
90		江東区	2	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
91		品川区	3	
92		目黒区	3	
93		大田区	3	
94		世田谷区	5	
95		渋谷区	1	
96		杉並区	2	
97		豊島区	4	
98		北区	5	
99		荒川区	3	
100		板橋区	4	
101		練馬区	8	
102		足立区	7	
103		葛飾区	4	
104		江戸川区	6	
105		八王子市	3	
106		立川市	1	
107		武蔵野市	2	
108		三鷹市	4	
109		青梅市	2	
110		府中市	1	
111		昭島市	2	
112		調布市	1	
113		小金井市	2	
114		日野市	1	
115		東村山市	1	
116		国分寺市	2	
117		東大和市	1	
118		東久留米市	3	
119		瑞穂町	1	
120	千葉県	船橋市	5	
121		八千代市	3	
122		浦安市	2	
123		野田市	1	
124		松戸市	2	
125		市川市	6	
126		匝瑳市	1	
127		鴨川市	1	
128		佐倉市	2	
129		銚子市	2	
130		南房総市	1	
131		睦沢町	1	
132		いすみ市	1	
133		館山市	1	
134		柏市	3	
135		八街市	1	
136		千葉市	9	
137	神奈川県	相模原市	5	
138		南足柄市	1	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
139		小田原市	2	
140		平塚市	1	
141		川崎市	4	
142		城山町	1	
143		大和市	1	
144		横須賀市	1	
145		座間市	1	
146		秦野市	1	
147		厚木市	2	
148		藤沢市	2	
149		横浜市	11	
150	新潟県	小千谷市	2	
151		阿賀町	1	
152		南魚沼市	3	
153		栃尾市	1	
154		佐渡市	1	
155		川口町	2	
156		田上町	1	
157		魚沼市	1	
158		長岡市	7	
159		三条市	3	
160		柏崎市	1	
161		新潟市	2	
162		燕市	1	
163	富山県	富山市	2	
164		滑川市	2	
165		入善町	1	
166	石川県	金沢市	2	
167		加賀市	1	
168		七尾市	1	
169	山梨県	甲府市	3	
170		南部町	1	
171		甲斐市	1	
172		北杜市	1	
173		大月市	1	
174		増穂町	1	
175	長野県	長野市	4	
176		北相木村	1	
177		佐久市	2	
178		小諸市	1	
179		上田市	1	
180		南牧村	1	
181	岐阜県	恵那市	1	
182		郡上市	1	
183		東白川村	1	
184		岐阜市	2	
185		多治見市	1	
186	静岡県	三島市	2	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
187		静岡市	2	
188		伊豆の国市	1	
189		川根本町	1	
190		藤枝市	1	
191		裾野市	1	
192		浜松町	1	
193		湖西市	1	
194		掛川市	1	
195		沼津市	1	
196		森町	1	
197	愛知県	小牧市	1	
198		一宮市	2	
199		豊橋市	1	
200		弥富町	1	
201		一色町	1	
202		名古屋市	6	
203		瀬戸市	2	
204		阿久比町	1	
205		豊田市	1	
206	三重県	御浜町	1	
207		伊勢市	1	
208	滋賀県	東近江市	1	
209		彦根市	1	
210	京都府	福知山市	1	
211		精華町	1	
212		綾部市	1	
213	大阪府	守口市	2	
214		高槻市	1	
215		大阪市	2	
216		八尾市	1	
217	兵庫県	播磨町	1	
218		宝塚市	1	
219		神戸市	4	
220		西宮市	1	
221		豊岡市	3	
222		相生市	1	
223		赤穂市	2	
224	奈良県	天川村	1	
225	和歌山県	和歌山市	1	
226		紀の川市	1	
227	鳥取県	八頭町	1	
228		琴浦町	1	
229		鳥取市	1	
230	島根県	益田市	1	
231		出雲市	2	
232		雲南市	2	
233		松江市	1	

	出身都道府県	出身市町村	入所	通所
234	岡山県	岡山市	2	
235		倉敷市	1	
236	広島県	廿日市市	1	
237		広島市	4	
238		尾道市	1	
239		北広島町	1	
240		三原市	1	
241	山口県	岩国市	1	
242		周南市	1	
243	徳島県	阿南市	1	
244	香川県	小豆島市	1	
245		丸亀市	2	
246	愛媛県	今治市	1	
247		伊方町	1	
248		松山市	1	
249	高知県	高知市	1	
250		土佐町	1	
251		土佐市	1	
252	福岡県	北九州市	2	
253		大牟田市	1	
254	佐賀県	小城市	1	
255	熊本県	山鹿市	1	
256	大分県	大分市	2	
257	宮崎県	高鍋町	1	
258		宮崎市	3	
259	鹿児島県	いちき串木野市	1	

合計	43 都道府県 259 市町村
----	--------------------

入所利用者数	458
通所利用者数	34
計	492

頸髄損傷者リハビリテーションを考えるシンポジウム

内 容 は

国立重度障害者センター(伊東・別府)は頸髄損傷者のリハビリテーション施設としてユニークな実績がある施設です。このたび、障害者自立支援法の施行を受け、新たなサービス提供システムを構築するために、このシンポジウムを企画しました。

シンポジウム I 「頸髄損傷者の生活と今後解決が望まれる課題」

～重度障害者センターを修了し、地域で自立した生活を続けている方をシンポジストに迎え、生活上の課題や工夫、今後の希望や不安などを語っていただきます。その上で、頸髄損傷者が自分らしく地域で暮らし続けるために必要なサービスとは何か、当事者の視点に基づいて議論を展開します。～

- シンポジスト 寺西 秀聖 (東京都練馬区役所)
 横堀 秀喜 (前橋市障害者生活支援センター)
 甲斐 邦生 (農協共済別府リハビリテーションセンター)
 橋口 真由美 (主婦)
 司会・進行 小田島 明 (国立伊東重度障害者センター 指導課長)

シンポジウム II 「自立に向けた機能訓練(PT・OTを中心とした)取り組み状況」

～自立訓練(機能訓練)事業の基幹となるPTやOTの評価や訓練内容について、両施設から発表を行い、相違点などを明らかにしながら、今後の頸髄損傷者に対するPT・OTのサービスについて議論を展開します。～

- シンポジスト 長谷川 道子 (国立伊東重度障害者センター 主任理学療法士)
 岩井 幸治 (国立伊東重度障害者センター 主任作業療法士)
 浅野 圭司 (国立別府重度障害者センター 主任理学療法士)
 阿南 誠二 (国立別府重度障害者センター 作業療法士)
 司会・進行 高木 憲司 (厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 地域生活支援室 福祉用具専門官)

開催 場所・日時

【受付】午後12時から

午後1時から午後5時まで(予定) **参加費・・・無 料**

開催日	会場名	所在地
平成19年3月17日(土)	戸山サンライズ大研修室	東京都新宿区戸山1-22-1

お申し込みは

3月5日(月)までに国立伊東重度障害者センターあて、FAX【0557-36-0571】送付、

Eメール【syomhosa@ito-nrh.go.jp】又は郵送してください。

〒414-0054 静岡県伊東市鎌田222 国立伊東重度障害者センター

※ お問い合わせは、国立伊東重度障害者センター庶務課・矢野(0557-37-1308)まで

施設名・		所在地	
病院名		電話番号	
参加者	役職名	氏名	

主催：国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター